

平成30年度 税制改正要望事項

一般社団法人 神奈川県法人会連合会

<はじめに>

世界の景気は緩やかに回復をしているが、アメリカの政策動向、イギリスのEU離脱問題や中国を始めとするアジア新興国等の政策の不確実性の影響など先行きは不透明である。我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調が続いている。政府は、デフレから完全脱却し、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するために「日本再興戦略」を始めとした数々の施策を実施しているが、消費の現場では今もなお節約志向で、景気回復の実感はない。また、日銀の掲げる2%物価安定目標の達成までにも、なお距離がある。

これから急激に進む少子高齢化・人口減少社会において、財政の健全化と国民経済の安定化のバランスを確保した持続可能なシステムへの改革が急務である。「簡素な税制」、「納得できる税制」、「公平な税制」の確立を訴えるとともに、下記について強く要望する。

<基本的な課題>

I. 税・財政改革

1. 財政健全化に向けて

財政健全化、即ち歳入における公債依存度の縮小は国家の信用力維持のために必須の事項である。そのために歳出において行政改革を徹底して冗費を削減すると共に既存の事項について聖域なく見直しを行う。また、政策については近視眼的ないわゆるバラ撒きを行うことなく、税制を含めて経済活性化を促進、喫緊の課題である少子高齢化に対応するための中長期的視点での政策を実施する。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっている。社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行う必要がある。

- (1) 年金制度については、給付と負担の均衡を図り、将来にわたって持続可能な制度にするためには、抜本的な改革が必要である。
- (2) 医療については、過度な診察・検査・投薬を制限し、ジェネリック医薬品の推進を図る。また、疾病予防を重視した保健医療体系に転換することが必要である。
- (3) 介護制度については、介護施設不足や人材不足が深刻化しているが、優先すべきは介護職員の処遇改善であり、それがひいては人材確保につながる。
- (4) 生活保護については、受給条件や水準を見直すとともに不正受給防止に努め

る。また、受給者の自立支援も併せて行う。

- (5) 少子化対策については、企業任せでなく、子どもは社会全体で育てるという制度として、出産や育児のサポートをしていくべきである。

3. 行政改革の徹底

国に対する行財政改革のさらなる推進は、長年訴えられてきたところであるが、その抜本的改革は実現せず、財政悪化が増す一方である。国、地方の議員及び職員の定数削減と機構のスリム化によるコスト削減、特殊法人の整理による支出削減を徹底し、小さな政府を望む。反面、歳入に占める税収の観点からは、国民が納得できる税負担の構造を早急に構築することが必要である。国民が納得できる税負担の構造とは、「公平・中立・簡素な税制」であり、その使途の透明性が前提となる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

平成31年10月からの消費税率10%引上げに伴う軽減税率の導入については再考を要する。対象品目の内容は明示されたものの、現場事業者にとっては必ずしも納得のいけるものとは言えず、対象となる食料品の判定に業者と消費者の間で混乱が生じる懸念がある。また、対象・非対象の煩雑さは納税義務者に対し、事務量の増加を強いるだけでなく、場合によっては不正につながるおそれもある。

5. マイナンバー制度

マイナンバーについては個人情報の流出に対する防護措置を徹底する前提の下、適正・公平な課税・徴収のため多岐にわたり活用すべきである。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率のあり方

平成28年度税制改正において国・地方を通じた法人実効税率がようやく20%台に引き下げられたことは評価するところではあるが、今や20%台前半が主流となりつつある欧州やアジア主要国と比較して、依然として大きく遅れている。こうした国際的な流れを踏まえ、欧州やアジア主要国並の法人実効税率20%台前半への更なる引き下げを要望する。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

平成29年度税制改正において中小法人に適用される軽減税率の特例15%の適用期限が2年延長されたことは評価するが、時限措置ではなく本則化するよう求め。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1,600万円程度に引き上げることを要望する。

3. 事業承継税制の拡充

事業承継税制については適用が複雑な税制の緩和措置ではなく、事業用資産の相続税・贈与税からの完全分離を事業継続の前提とする。そして、事業承継に当たり市場価格がない（価値がない）株式については「非課税」とすべきである。

また、地域経済の担い手として事業を継続するための事業継承であれば、日本の農地相続や欧州国に見られるような「課税免除」にすべきである。

III. 地方のあり方

1. 地方創生

平成29年度税制改正で地方拠点強化税制が拡充されたことは評価するが、地方への新たな人の流れを生み出すためにも更なる施策が必要である。

また、平成28年度に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の積極的な活用を促進させる。

2. 道州制の導入（地方への権限と税源の移譲）

地方行財政改革のためには、規制緩和により国の強権的な中央集権統治機構のあり方を改めるとともに、地方の自主決定により、地域特性を活かした経済発展をめざすことはもちろん、単年度会計を改め複式簿記導入による行政コスト計算結果公表など予算の無駄を発見しやすくするための財政改革に取り組むべきである。

そのためには地方交付税交付金に頼らない財政基盤の確立と徹底した無駄の削減による身の丈予算を策定し、真に必要な住民サービス・政策のために税金を使うシステムを構築しなければならない。

＜税目別＞

I. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

税務上の費用（損金）として算入できる役員報酬の範囲について、現在は原則として固定給しか算入できないが、利益に連動した報酬なども損金算入できるようにし、増益した企業が役員報酬を高くする誘因となり、経営者の意欲を高め、企業の活力を引き出す効果を期待したい。

II. 個人所得税

1. 所得税のあり方

課税最低限の引き下げ等、課税ベースの拡大を図り、広く薄く多くの国民が担税することの公平性を目指す。低所得者のセーフティネットは税制ではなく別の視点から考慮する。

2. 各種控除制度の見直し

現在、扶養控除の金額は第1子、第2子とも変わらないが、第1子よりも第2子、第2子よりも第3子の控除額を増額し、控除できない場合は給付を行うことで、税制面から子育て世代を応援する扶養控除制度の確立を主張する。

III. 相続税・贈与税関係

1. 相続税・贈与税

贈与税については、資産が高齢者に偏在し、若年層の貧困化が問題視されている。既に、高齢者の資産の円滑な移転については、諸政策を実施し、教育、子育て支援、住宅等が導入されている。贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円程度まで引上げるべきである。

IV. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税は、市町村が税額を決定して納税者に通知する「賦課課税方式」が採用されており、現行の算定方法は複雑で税額に誤りがあっても納税者が気づきにくい状況である。

また、家屋の査定方法はさらに複雑で、時間も手間もかかり、家屋の評価額を決定するまでには1年以上かかることは珍しくなく、時間の経過に伴う減価が評価額に反映されない為、早急に見直すべきである。

<その他>

I. 震災復興

復興資金を適正かつ効果的に被災地に配分して、早期に復興事業を行い、国民負担も早期に軽減するべきである。また、不正な復興資金の流用防止に努める。

II. 租税教育

現行の学校教育における租税教育への取り組みは低く、税の意義や役割を理解させるには不十分である。納税者としての意識を高め、そして社会の構成員としての責任を自覚させ、税の意義や役割だけでなく、その使い道にも関心を持つ主体的な国民へと育むため、租税教育の実施を義務付けるよう強く要望する。

III. 印紙税

電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っているため廃止すべき。

法人会 インターネットセミナーのご案内

川崎南法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.km-hojinkai.or.jp/>



無料

川崎南法人会のホームページから無料でセミナーが受講できます。お好みのセミナーをパソコンから選んで頂き、マウスでクリックするだけで、「映像」と「音声」による本格的セミナーが受講できます。

●利用できる方

川崎南法人会会員企業（一部のセミナーは一般の方もご利用できます）

●利用方法

川崎南法人会ホームページから一般の方は8タイトル、会員の方は、会員専用サイトにIDとパスワードを入力してログイン後、300タイトル2000本以上のセミナーがご覧いただけます。

ID・パスワードは

会員ID:hj0215 パスワード:4852

300タイトル2000本以上のセミナーが無料で受講できます